

## 第七号

### 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部改正について

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年九月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例の一部を改正する条例

徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「訓練の実施及び」を「同条第五項の規定による訓練の実施及び同条第六項の規定による」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定は、市町村長が同項各号に掲げる者に対し水防法、津波防災地域づくりに関する法律その他の法令に基づき措置を講ずることを妨げるものではない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

水防法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。